

引受方式の種類

公益社団法人全国農業共済協会（NOSA I協会）

引受方式	対象作物	内容
全相殺方式 (注2)	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農家ごとに、被害による減収量が、基準収穫（繭）量の一定割合（2割、3割または4割。ばれいしょと大豆、てん菜は1割、2割または3割）を超えたときに共済金を支払います
半相殺方式	大豆、小豆、いんげん、茶	農家ごとに、被害耕地の減収量の合計が、基準収穫量の一定割合（3割、4割または5割。大豆は2割、3割または4割）を超えたときに共済金を支払います
災害収入共済方式 (注2)	茶	農家ごとに、被害により減収や品質の低下が発生し、生産金額の減少額が基準生産金額の2割（3割、4割）を超えたときに共済金を支払います
一筆方式 (注3)	大豆	耕地ごとに、基準収穫量の3割を超える被害が生じたときに共済金を支払います

※このほか、農家ごとに、統計データによる収穫量が、基準収穫量の1割（2割、3割）を超えて減少したときに共済金を支払う地域インデックス方式があります。

(注1) 補償割合及び支払開始損害割合は、農家が選択します。

(注2) 全相殺方式や災害収入共済方式への加入については、青色申告者や収穫量の相当部分を客観的資料等によって適切に確認できる農家に限定しています。

(注3) 一筆方式は、原則として2021年までで廃止されます。